

## 第1回 旭川市GX懇談会

# 令和7年度ゾーニング検討事業 について

# 目次

## 1.脱炭素に向けた国内外の動向 3

---

- (1)世界の動き
- (2)日本の動き
- (3)北海道の動き
- (4)旭川市の動き

## 2.DX・GXに関する国内の動向 8

---

- (1)DXの動向
- (2)GXの動向

## 3.ゾーニング検討の背景 10

---

- (1)旭川市の再エネ導入目標
- (2)旭川市の再エネポテンシャル及び導入状況
- (3)旭川におけるゾーニングの考え方

## 4.ゾーニングとは 13

---

- (1)ゾーニングの目的
- (2)改正温対法に基づく再エネ促進区域

## 5.令和7年度ゾーニング事業 20

---

- (1)ゾーニングの対象範囲及び再エネの種類
- (2)ゾーニング調査の流れ
- (3)ゾーニングの区分の考え方
- (4)作成するゾーニングマップのイメージ

## 6.今後のスケジュール 24

---

# 1 脱炭素に向けた国内外の動向

## (1)世界の動き

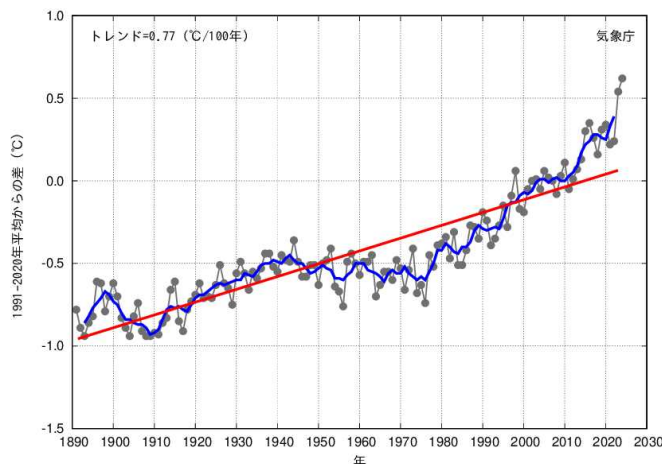
地球温暖化に伴う気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガス削減のための脱炭素化の取組が世界的に加速。

### ●人間活動により温室効果ガスが増加し、気候変動が深刻化

- 令和5(2023)年の世界の温室効果ガス排出量は571億tと過去最多(前年比1.3%増加)(国連環境計画公表)。
- 世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測。

### ●気候変動に関する国際的枠組が構築、脱炭素にむけた取組が世界で進展

- 2015年のCOP21でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標が設定。



世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて

- 2°Cより十分低く保つ(2°C目標)
- 1.5°Cに抑える努力を追求(1.5°C目標)

- 化石燃料から再生可能エネルギー等クリーンエネルギーへの転換が求められる。
- ESG投資、気候関連情報の開示義務化など、金融・経済方面で取組も強化。

# 1 脱炭素に向けた国内外の動向

## (2)国の動き

2050カーボンニュートラルの実現に向けた目標が設定され、新たな価値の創造や新たな成長に結びつく脱炭素の取組が推進。

### ●2050年までに温室効果ガスを実質ゼロに

- 2020年、政府は2050年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにすることを宣言。
- 2030年度に温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦。

### ●地域の成長に資する脱炭素のための施策が推進

- エネルギー・産業部門の構造転換、投資によるイノベーションの創出といった取組を推進。
- 地域課題解決、地域創生に資する脱炭素の道筋を、2030年までに集中して設定。

#### 第六次環境基本計画 (2024年5月策定)

- 「ウェルビーイング／高い生活の質」(市場的価値＋非市場的価値)の向上をもたらす「新たな成長」の実現

#### 2050年カーボンニュートラルに 伴うグリーン戦略

- 成長が期待される産業(14分野)において高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員

#### 地球温暖化対策計画

(令和7(2025)年2月閣議決定)

- 次期温室効果ガス削減目標の設定
- 目標達成に向けた分野別の対策・施策

#### 地域脱炭素ロードマップ

- 脱炭素先行地域を、2030年までに少なくとも100か所以上創出
- 脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施

# 1 脱炭素に向けた国内外の動向

## (2) 国の動き

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 新たな削減目標については、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



# 1 脱炭素に向けた国内外の動向

## (3) 北海道の動き

再エネ導入や森林吸収減の確保など北海道のポテンシャルを活かし、ゼロカーボン北海道の実現にむけた取組が推進。

### ● 2030年度には温室効果ガス48%削減を目標(2013年度比)

- 国の動向を踏まえ、ゼロカーボン北海道の実現を目指す。
- 2030年度の温室効果ガス削減目標48%(2013年度比)。
- さらに、再生可能エネルギーの道外への移出など、道の強みを生かした取組により、国の気候変動対策に貢献。



道内の温室効果ガス(実質)排出状況

(出典:令和5年度(2023年度)ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告)

# 1 脱炭素に向けた国内外の動向

## (4)旭川市の動き

脱炭素を成長の機会と捉え、地域課題を同時解決し、環境と経済の好経済を生み出す「世界の環境に貢献するサステナブルデザイン都市 旭川」としての貢献を目指す。

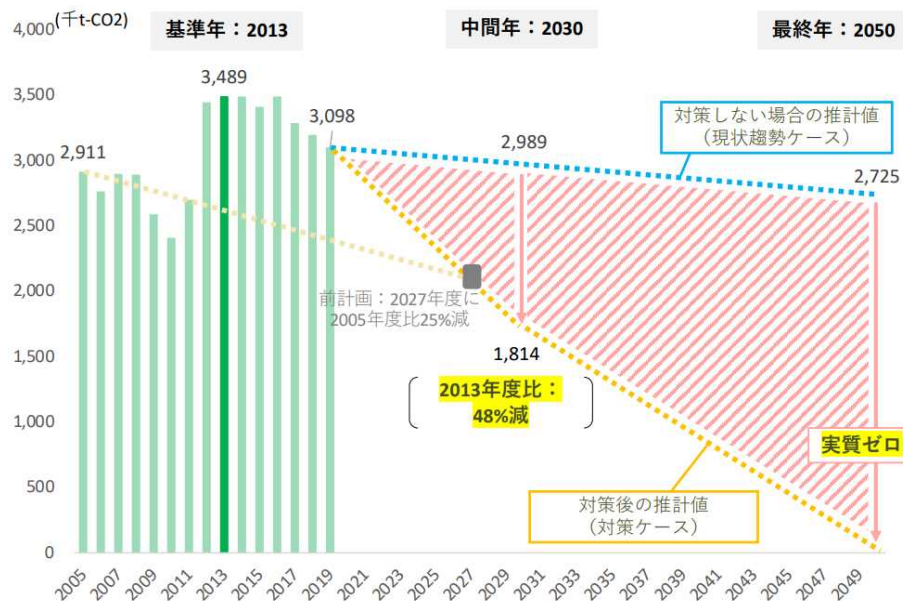
- 令和3年(2021年)10月22日、ゼロカーボンシティを表明。
- 令和6年(2024年)3月、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定。

旭川市地球温暖化対策実行計画

- 2030年度までの新たな目標設定と、取組内容を整理。

中期目標 (2030年度)	基準年度(2013年度)比 <b>48%削減</b>
長期目標 (2050年度)	温室効果ガス排出量を <b>実質ゼロ</b>

- 市民、事業者、市が一体となりゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組を推進。



本市の温室効果ガス排出量の推移と将来推計

出典:旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)

## (1)DXの動き

国際競争力の鍵となるDX産業の育成に向けて、国や北海道が取組を推進。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは

デジタル技術を活用して、業務やサービス、ビジネスモデルを変革し、企業の競争優位性を高める取組

### ●DXの推進には、AIや半導体等のデジタル技術基盤の整備が不可欠。

- デジタル技術基盤の安全供給は経済活動の根幹であり、経済と国家の安全保障となる。
- 日本においてもデジタル技術基盤の整備と産業分野との連携が必須。

国の計画、取組

「半導体・デジタル産業戦略」改定  
(令和5(2023)年6月)

- 基盤整備と生産能力の強化
- 戦略的投資と政策支援
- 人材育成・産官学連携の推進
- サプライチェーン強靱化と国際連携

北海道の計画、取組

「北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョン」の策定(令和6(2024)年4月)

- インフラ及び企業の立地・集積支援  
(北海道、経済産業省北海道経済産業局、北海道新産業創造機構(ANIC)等)
- 教育研究環境整備と人材育成支援

「次世代半導体をトリガーとした半導体の複合拠点の実現と地域経済の活性化」事業 採択(2025)  
(道、札幌市、千歳市、北海道大学、公立千歳科学技術大学)

膨大な電力需要を賄うための再エネ電源開発への機運の高まり

## 2 GX・DXに関する国内の動向

### (2)GXの動き

北海道は全国随一の再生可能エネルギーポテンシャルを背景に、脱炭素電源等の活用を見据えたGX産業の集積に向けた取組が先行。

GX(グリーン・トランスフォーメーション)とは

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すること

#### ●エネルギー政策と産業政策を一体化させた長期的視点からのGX施策

- エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる一方で、電力需要は増加の見通し。脱炭素化に伴うコスト上昇の抑制も課題。
- 経済成長・産業競争力確保のため、GX産業構造、GX産業立地、エネルギーを一体的に政策展開。
- 旭川市内でもGX産業の立地が加速。

2024年4月、株式会社デジタルイズが「あさひかわデータセンターパーク」を開設(100%再エネ運用実績が背景)

国の計画

「GX 実現に向けた基本方針」  
(令和5(2023)年2月)

GX2040ビジョン  
(令和7(2025)年2月)  
・再エネが豊富な地域への産業集積の加速

北海道をGX金融・資産運用特区に決定  
→  
(令和6(2024)年6月)

北海道の計画、取組

「北海道GX地域未来投資促進基本計画」  
(令和7(2025)年3月) 道と市町村の共同策定

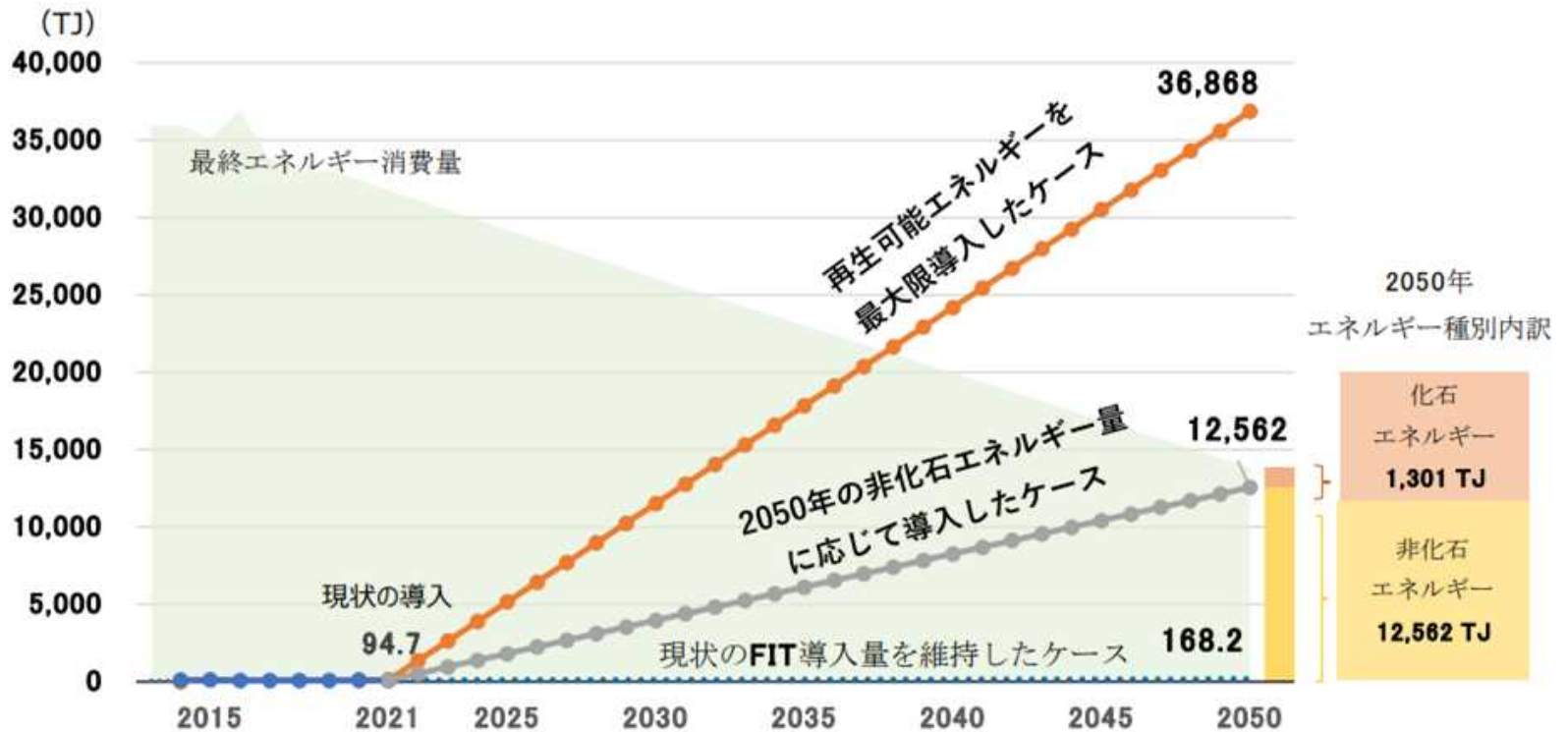
「北海道GX推進税制」の運用  
(令和7(2025)年4月)  
・北海道のGX事業及び札幌市の金融機能の強化・集積等を図るため、道税の課税免除

### 3 ゾーニング検討の背景

#### (1) 旭川市の再エネ導入目標

2050年の旭川市の再エネ導入量は、中位ケース(再生可能エネルギーを2050年の非化石エネルギー量に応じて導入したケース)で **12,562TJ** を目標とする。

旭川市地球温暖化対策実行計画



導入ケース別再生可能エネルギー導入量の推移

出典: 旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)

## (2)旭川市の再エネポテンシャル及び導入状況

## ●市内の再エネ自給率※は1.6%程度

※対電気使用量FIT・FIP導入比(「環境省 自治体排出量カルテ」より  
(令和4(2022)年度実績)

「再エネによる発電電力量」28GWh/年

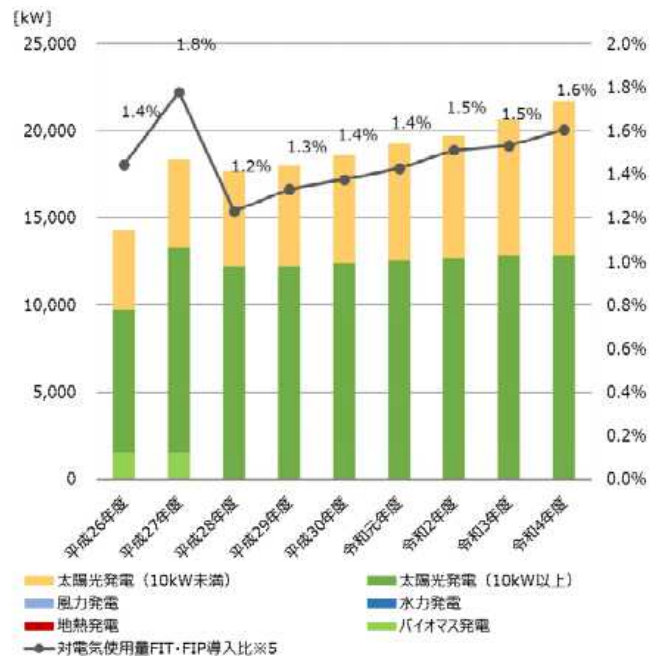
÷ 「市域の電力使用量電」1,719GWh/年

## ●市内の再エネ導入は太陽光発電が主力

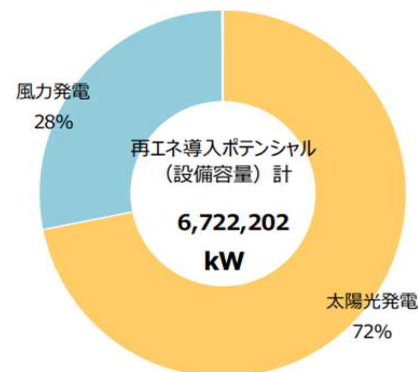
- 近年の導入実績は、太陽光発電は10kW未満は少しずつ増加、10kW以上は横ばい。
- 風力発電施設は導入実績なし。

## ●市内の再エネ導入ポテンシャルは6.7GW、太陽光7割、陸上風力3割

- 太陽光発電が約7割(4.8GW)
- 陸上風力発電が約3割(1.9GW)。



再エネ導入実績  
(出典:環境省「自治体排出量カルテ」)



再エネポテンシャル  
(出典:環境省「自治体排出量カルテ」)

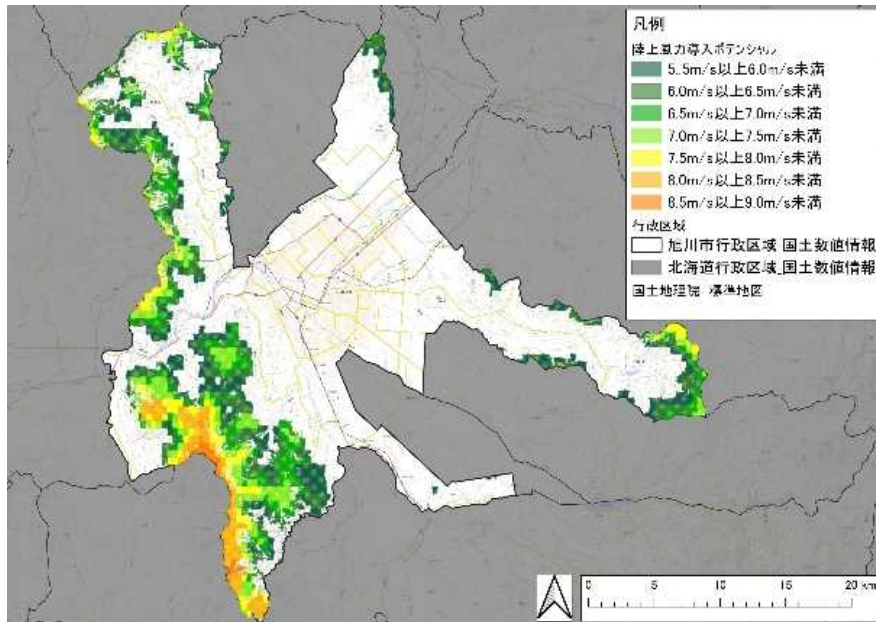
本市における脱炭素まちづくりの実現には、地域の再エネ導入ポテンシャルを最大限活用し、さらに再エネ導入実績を増やすことが必要。

# 3 ゾーニング検討の背景

## (2)旭川市の再エネポテンシャル及び導入状況

### 陸上風力発電導入ポテンシャル

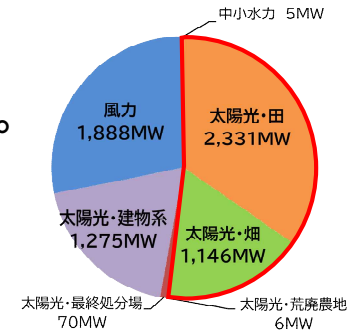
- 南西側山間部にポテンシャルが高い(年間平均風速8.0m/s以上)地域がある。
- 現在、風力発電事業者による風況観測を実施中。



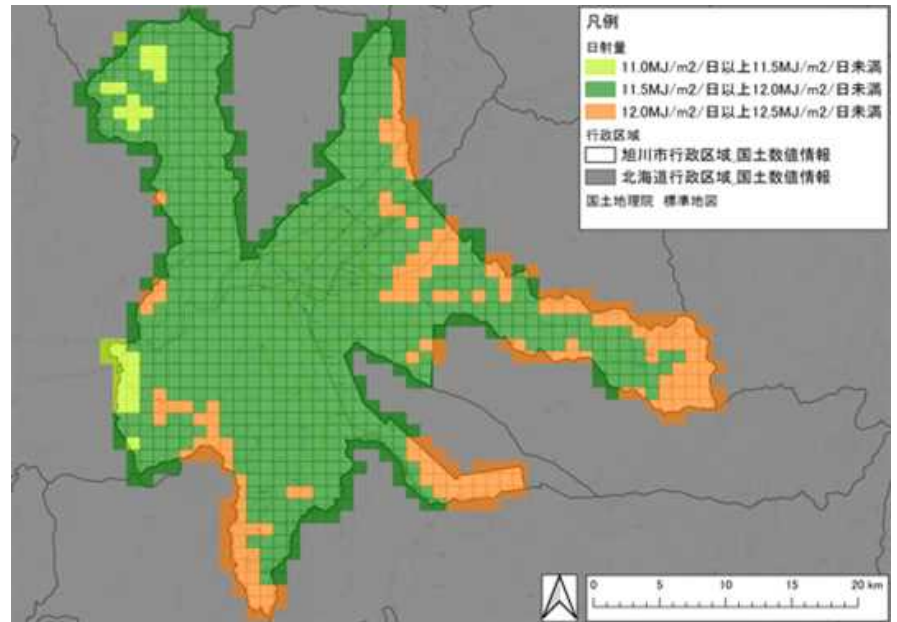
旭川市の風況 (環境省REPOSデータをもとに作成)

### 太陽光発電導入ポテンシャル

- 土地系太陽光(田・畑)の占める割合が大きい。(市全体の再エネポテンシャルの53%)



旭川市の再エネポテンシャル種別 (出典:環境省「自治体排出量カルテ」)



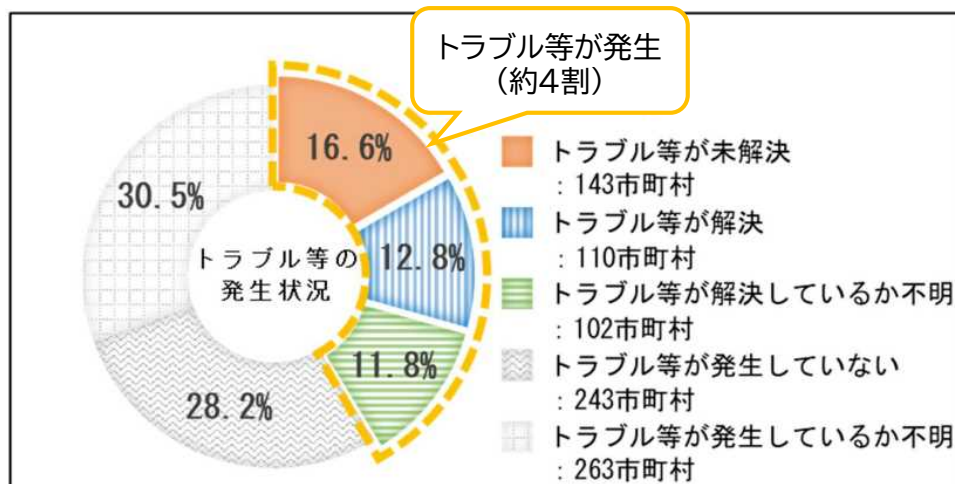
旭川市の日射量(土地系) (環境省REPOSデータをもとに作成)

# 4 ゾーニングとは

## (1) ゾーニングの目的

### ●再エネ事業の拡大に伴う地域トラブルの増加

- 太陽光発電に関してのトラブルは、2020年には355市町村で発生。うち143市町村では未解決。※1
- 開発工事におけるトラブルや、稼働後のトラブル(雑草の繁茂、土砂の流出、騒音等)が発生。
- 不十分な環境配慮や地域とのコミュニケーションの不足が課題。
- 自然災害の発生、景観の阻害、生活環境や自然環境への影響等の懸念が広がる。



(注) 1 当省の基礎調査結果による。  
2 基礎調査を実施した 861 市町村に占める割合を示しており、小数第二位を四捨五入しているため、割合の合計は 100 にならない。

太陽光発電設備に起因するトラブル等の発生状況

出典:総務省行政評価局「太陽光発電設備等の導入に関する調査 結果報告書」令和6年3月



地域でトラブルとなった太陽光発電事例 出典:地域に根差した再エネ導入(経産省、令和3年10月)

※1出典:総務省行政評価局「太陽光発電設備等の導入に関する調査 結果報告書」令和6年3月

## 4 ゾーニングとは

### (1) ゾーニングの目的

#### ●道内各地でも稼働前後の地域トラブルが発生

北海道内の太陽光発電に関する地域トラブル等の報道

	分野	市町村・施設	事象	出典
稼働前	●景観 ●農業 ●浸水・土砂災害	当麻町	住民が景観の悪化や農業への影響等を懸念し、町に反対署名を提出。	2024/8 北海道新聞
	●自然環境 ●浸水・土砂災害	釧路市 (釧路湿原 周辺)	住民が自然環境の悪化や浸水を懸念し、市に市有地貸与停止を要望。市は「ノーモアメガソーラー宣言」へ。	2025/6~8 北海道新聞・HTB ニュース
	●生活環境(騒音・ 影のちらつき等)	白老町・石 山地区	住民が住宅近接による生活環境への影響を懸念し、反対署名を町に提出。	2025/7 北海道新聞・室蘭民 報
稼働後	●土砂流出・濁水	音更町	太陽光発電所から泥水流出、隣接畑のビート苗が流される。	2021/8/ 十勝毎日新聞(勝毎 電子版)
	●強風・飛散事故	えりも町	強風で太陽光パネル244枚の半数近くが飛散、住宅・車に被害。	2022/12/22 NHK北海道ニュー ス

# 4 ゾーニングとは

## (1) ゾーニングの目的

北海道内の風力発電に関する地域トラブル等の報道

トラブル発生時期	分野	市町村・施設	事象	出典
稼働前	●景観 ●自然環境 ●浸水・土砂災害	後志管内 (古平・余市 など4町)	関西電力等の大規模風力計画に対し住民団体らが景観や自然環境等への懸念から計画中止を求める。	2024/2 朝日新聞
稼働前	●自然環境	宗谷地方	住民らが自然環境影響を懸念し、「道北の巨大風力を考える会」を結成して事業に反対。	2024/11 毎日新聞(北海道版)
稼働前	●生活環境(騒音・影のちらつき等)	豊富町	風力増設に対し、住民らが騒音など生活環境への影響に懸念を表明。	2024/11 北海道新聞
稼働前	●自然環境 ●生活環境(騒音・影のちらつき等)	苫小牧市・厚真町	環境相が「鳥類・騒音等への懸念」で事業の抜本見直し勧告、住民も反対。 →事業者が2025年8月に中止表明。	2024～202年朝 日新聞・北海道新聞
稼働前	●生活環境(騒音・影のちらつき等)	江差町 (隣接乙部町も影響)	江差風力計画に対し乙部町が「是認できない」と表明。住民説明会でも騒音・影響の懸念が多数。	2024/12～ 2025/1 北海道新聞
稼働前	●土砂流出・濁水	遠軽町	遠軽町美山の丘陵地で計画中の風力発電の事業者の資金トラブル説明会が延期。地域住民らは付近の閉山鉦山からの濁水流入の可能性を懸念。	読売新聞 2025/5/2
稼働後	●鳥類衝突(バードストライク)	幌延町・浜里ウインドファーム	3月にオジロワシ等の衝突多発。 →3/25から日中稼働停止。 →再稼働後にハイタカ衝突死.]	2025/3/31 毎日新聞 2025/8/15 朝日新聞デジタル

# 4 ゾーニングとは

## (1) ゾーニングの目的

無秩序な開発を抑制し、自然環境や生活環境を守りながら、再エネを導入して脱炭素化を実現するためには、ゾーニングによる再エネの適切な誘導が必要。

脱炭素化にむけた再エネの導入が必要

無秩序な開発はダメ！

ゾーニングの実施

地域と共生する再エネの適切な誘導

Q そもそもゾーニングとは？

A 再エネを導入していいエリア、ダメなエリアを区分することです

川の近くは大雨の時に危ないかも



住宅の近くは避けるべき



ゾーニングのイメージ

ゾーニングに期待される効果

- ① 保全エリアの明確化→地域の環境の保全
- ② 導入適地の見える化→再エネの効率的な導入
- ③ 地域関係者との合意形成→トラブルの防止

## 4 ゾーニングとは

### (2)改正温対法に基づく再エネ促進区域

令和4年(2022)年4月、地球温暖化対策推進法が改正され、**地域と共生する再エネ事業の導入を促進する「再エネ促進区域」**に係る制度が創設。

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、地域と共生する再エネ事業を促進する「再エネ促進区域」を設定。

#### 再エネ促進区域

- 国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則った環境配慮や合意形成が円滑に図られやすいエリア。
- 当該エリアでは、関係許可等手続のワンストップ化等の特例を受けることができる。

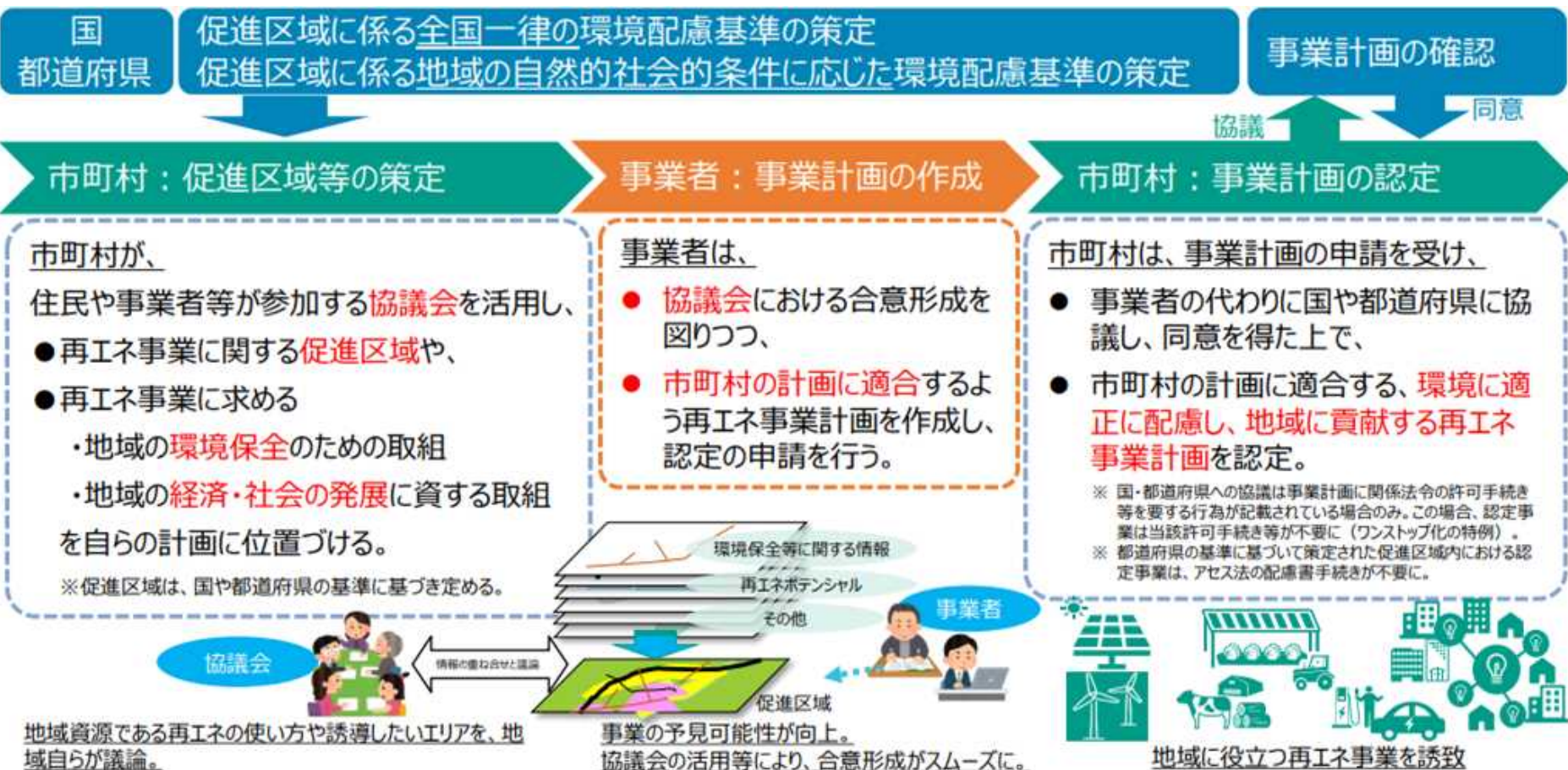


再エネ促進区域制度を活用し、**地域の合意形成**を図りつつ、**環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ**を推進することが求められる。

- ゾーニングにより、再エネ促進区域の候補となるエリアを抽出
- ゾーニングマップは、地域関係者や事業者が話し合うためのツール

# 4 ゾーニングとは

## (2)改正温対法に基づく再エネ促進区域

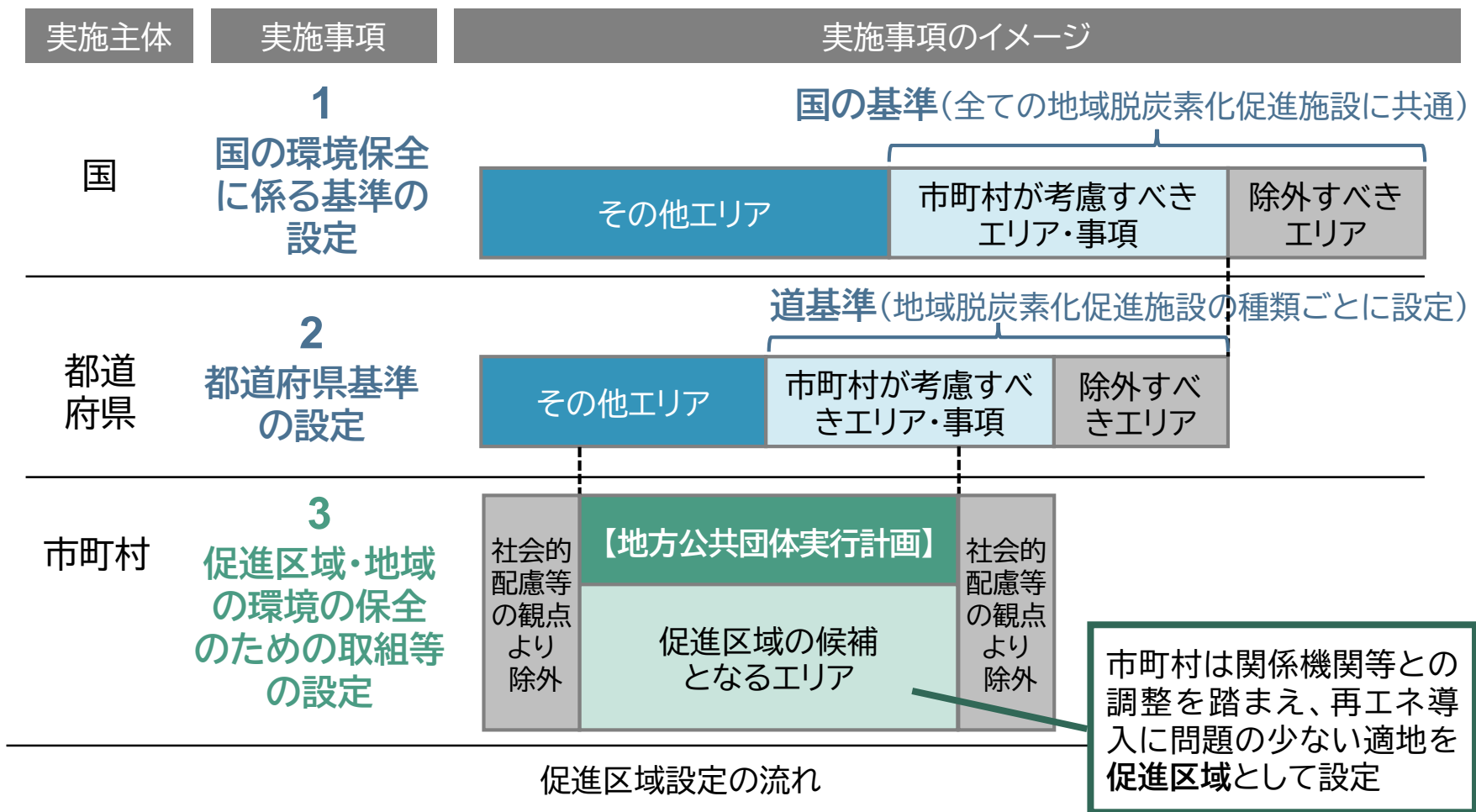


再エネ促進区域に係る制度全体のイメージ  
(出典:環境省)

# 4 ゾーニングとは

## (2)改正温対法に基づく再エネ促進区域

市町村は国基準、都道府県基準を踏まえながら、「再エネ促進区域」を協議会で議論し、温対法に基づく市町村の実行計画に反映することが求められる。



# 5 令和7年度のゾーニング事業

## (1)ゾーニングの対象範囲及び再エネの種類

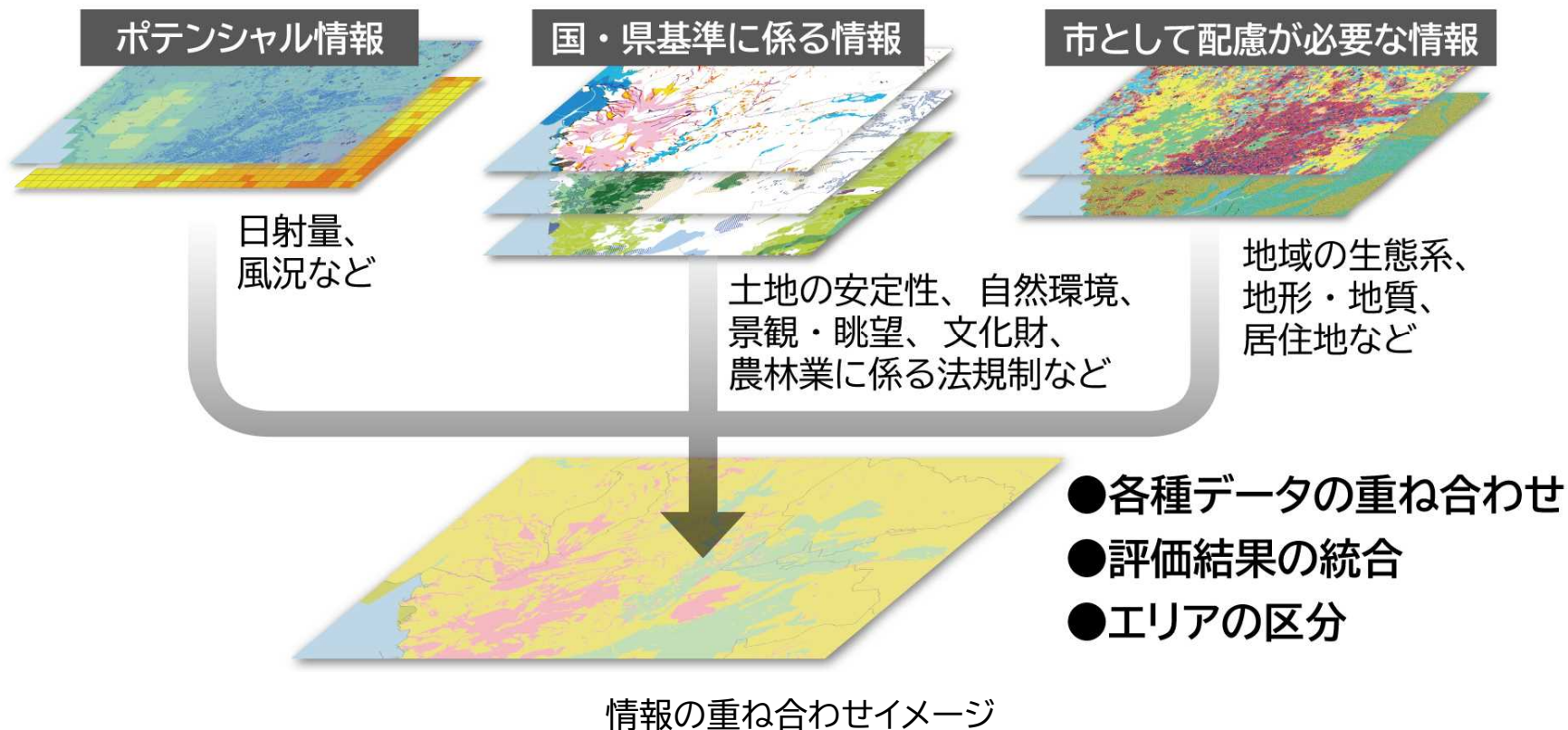
ゾーニングの対象範囲

旭川市全域

対象とする再エネの種類

①陸上風力

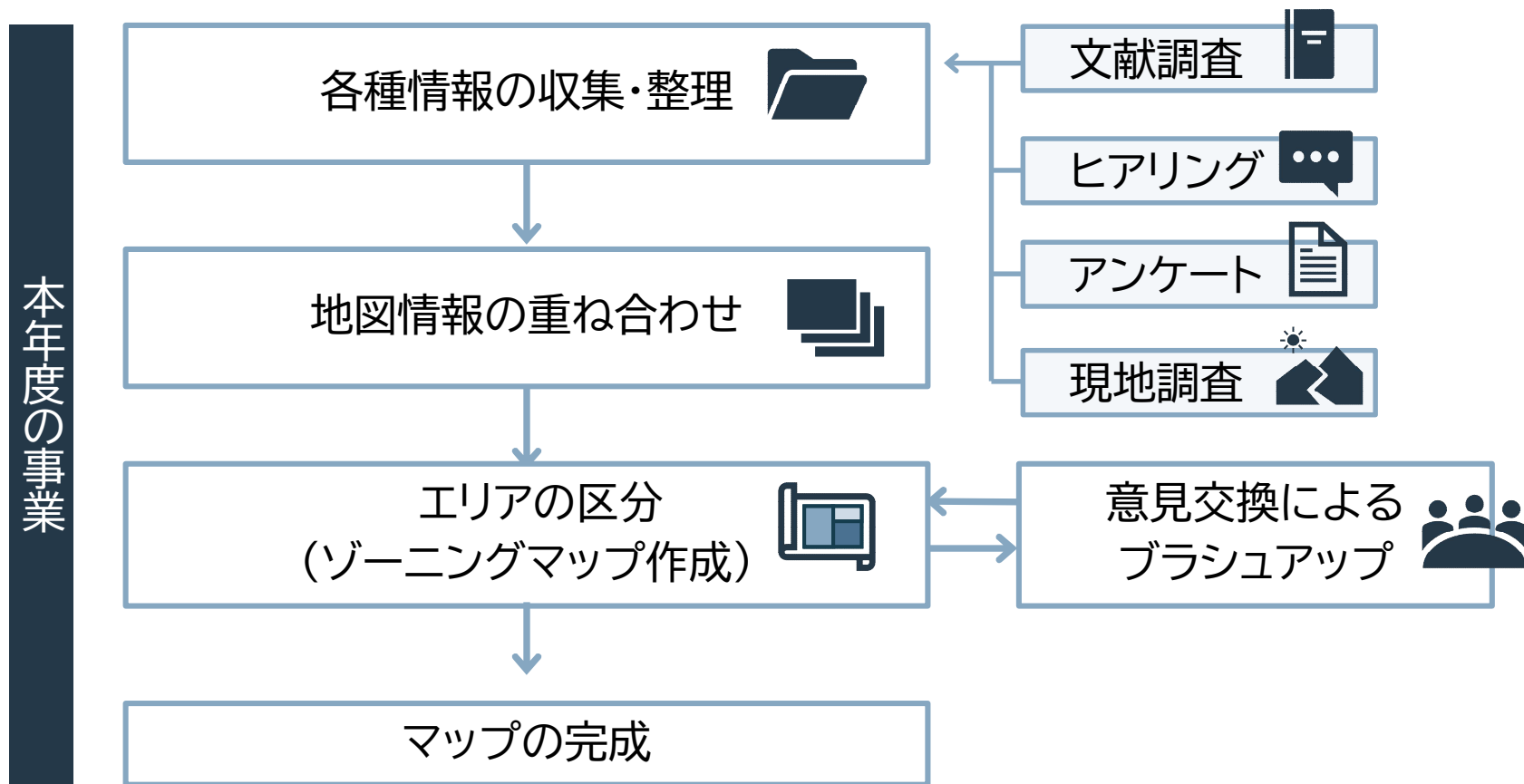
②太陽光発電(地上)



# 5 令和7年度のゾーニング事業

## (2)ゾーニング調査の流れ

環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出。



ゾーニングのフロー

# 5 令和7年度のゾーニング事業

## (3)ゾーニングの区分の考え方

- ・ 国基準、道基準、市の環境配慮事項をもとに、「保全」「調整」「配慮」「促進」の4段階のエリア区分を設定。
- ・ 「調整」「配慮」「促進」の3エリアについては、地域関係者等との意見交換を踏まえて調整。

ゾーニング区分(案)

エリア	定義	促進区域設定
保全	法令等により立地困難または重大な環境影響が懸念される等により環境保全を優先することが考えられるエリア。	× 不可
調整	一律に除外すべきとまで言えないものの環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリア。安全や利害関係等の状況から、導入の難易度等によりさらに細分化することを想定。	△ 可能だが 考慮事項が多い
配慮	保全エリア、調整エリア以外に該当し、事業を実施するうえで留意すべき事項が含まれる範囲。	○ 可能
促進	調整エリア、配慮エリアに該当する区域であり、環境・社会面から再生可能エネルギー導入を促進し得るエリア。	◎ 可能かつ有望

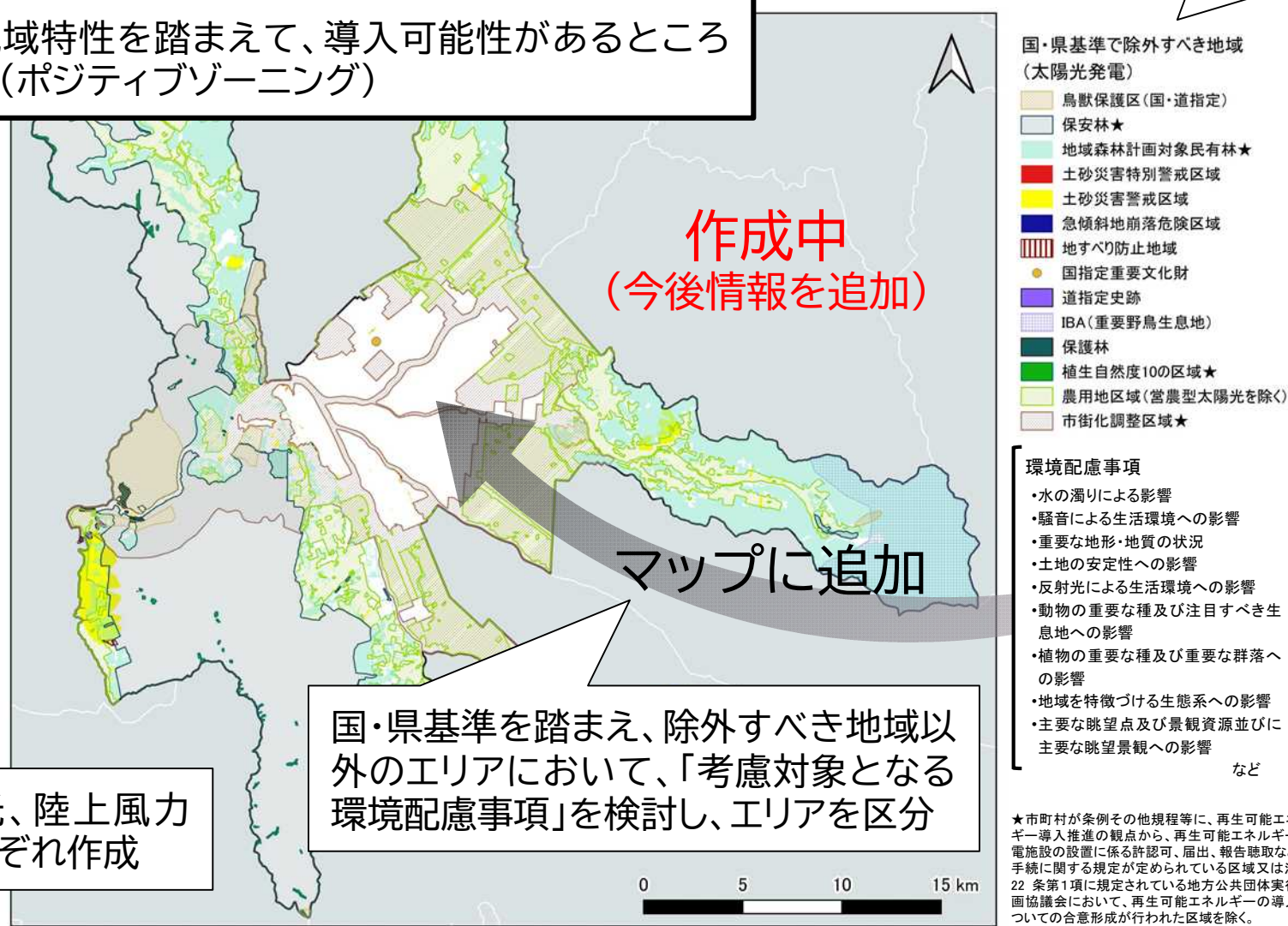
地域関係者等との  
意見交換をふまえて調整

※促進エリアであっても、通常の手続き通り、環境影響評価法等に則った影響予測、保全対策等の検討を行った上で事業を進める。

## (4)作成するゾーニングマップのイメージ

市の地域特性を踏まえて、導入可能性があるところを精査(ポジティブゾーニング)

関係部局への照会や各種調査を行い、情報を精査するとともに随時追加



## 本年度の事業スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
文献調査	国・道基準等条件収集		追加調査				
	データ照会			他都市の事例収集			
ヒアリング調査	実施規格			農家アンケート調査			
	日程調整		専門家等 ヒアリング	日程調整	地域住民ヒアリング		
現地調査	実施企画		現地調査(夏季)		現地調査(秋季)		現地調査(冬季)
ゾーニングマップ の作成	定義、構成検討		素案の作成		促進エリアの抽出		最終案の作成
					WEBマップ、マニュアルの作成		
懇談会	● 第1回		● 第2回		● 第3回		● 第4回

## 懇談会の議題案

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	2025(令和7)年 8月29日	2025(令和7)年 10月(予定)	2025(令和7)年 12月(予定)	2026(令和8)年 1月(予定)
議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景</li> <li>ゾーニングとは</li> <li>本年度の事業について</li> <li>実施スケジュール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各調査結果</li> <li>ゾーニングマップ素案</li> <li>促進エリア抽出の方向性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>促進エリア抽出結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゾーニングマップ最終案</li> </ul>

ご清聴ありがとうございました

## 国、道の基準

### 国の基準

#### 促進区域から除外すべき区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別 保護地区・海域公園地 区・第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理 地区	種の保存法

#### 市町村が考慮すべき区域・事項※

区 域	国立公園、国定公園（左表①以外）	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
事 項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

## 国、道の基準

### 道の基準(太陽光発電施設-1)

#### 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林※2 保安林予定森林※2 地域森林計画対象森林※2	森林法
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
IBA(Important Bird and Biodiversity Areas)(市街地※3を除く) ※2(適用は離島のみ)	公益財団法人日本野鳥の会	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

## 国、道の基準

### 道の基準(太陽光発電施設-2)

#### 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度 10 の区域※2	環境省自然環境保全基礎調査(植生自然度調査)
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	自然景観保護地区	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の实情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

## 国、道の基準

### 道の基準(太陽光発電施設-3)

#### 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	北海道自然環境等保全条例
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域※4	都市計画法
	農用地区域内農地※5	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地※5	農地法、農地法施行令
海岸保全区域※2	海岸法	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の实情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※4 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※5 営農型太陽光発電施設を除く。

## 国、道の基準

### 道の基準(風力電施設-1)

#### 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林※2 保安林予定森林※2 地域森林計画対象森林※2	森林法
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	IBA(市街地※3を除く) ※2(適用は離島のみ)	公益財団法人日本野鳥の会

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

## 国、道の基準

### 道の基準(風力発電施設-2)

#### 促進区域に含めることが適切でない認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度 10 の区域※2	環境省自然環境保全基礎調査(植生自然度調査)
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	自然景観保護地区	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

## 国、道の基準

### 道の基準(風力発電施設-3)

#### 促進区域に含めることが適切でない認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
	要措置区域	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域※4	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
海岸保全区域※2	海岸法	

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※4 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。